

第7回「食品の業者間取引の表示のあり方検討会」議事概要

1. 委員の出欠

横田委員が欠席し、代理として原田委員代理が出席。

2. 概要

<意見口述>

議題について、株式会社 大森淡水の大森伸昭氏から意見口述がなされた。(意見の要旨については、配付資料中「口述人意見要旨」参照。)

<議事について>

箆島表示・規格課課長補佐より資料1について説明

座長代理：書類の整理保存や規格書の記載方法についての意見が多く見られる。資料1の5ページに、段ボール箱、通い箱などは保存できないので、自社記録も表示の根拠となる書類として認めていただきたいという意見があるが、表示の根拠に関し、何を取扱ったかということの記録を残すことが基本であると考え。また、表示事項を記載した規格書を残すことは、記録を残す事の便法であると考え。いつ、どこから、何を仕入れ、どこに販売したかをその都度新たに記録することを一律に義務付けると、大きな負担となるので、仕入れた原材料の表示、送り状、規格書を保存することで記録に代えたと整理した方がわかりやすいかと思う。

加藤表示・規格課課長補佐より資料2について説明

座長：加工食品の定義に、一般の消費者に販売される加工食品以外のものを示す「業務用加工食品」という用語が新しく追加された。

土屋委員：今回の品質表示基準の改正により、表示責任者が一部の販売業者からすべての販売業者へと拡大されたが、すべての販売業者の中に、業者間取引が一部として存在するということが。

加藤表示・規格課課長補佐：そうである。

座長：最終的な告示は、今回示された改正案の内容から大きな変更はないだろうが、文言修正の可能性はある。

加藤表示・規格課課長補佐：現在、改正案について法令審査を受けており、その審査過程で修正が入る可能性はある。

天明委員：これまでの検討会での議論で、外食用加工食品は表示義務の

対象外となったが、これについてはどこに示してあるのか。

また、業務用加工食品については、一括表示等の規制を適用しないこととするとあるが、これはどこに示してあるのか。

加藤表示・規格課課長補佐：業務用以外の加工食品については加工食品品質表示基準第3条第2項ただし書で、業務用加工食品については同基準第3条の2第2項のただし書で、外食等に向けられるものには表示義務を課さないこととしている。また、業務用以外の生鮮食品については生鮮食品品質表示基準第3条第2項ただし書で、業務用生鮮食品については同基準第3条の2第2項で、外食等に向けられるものには表示義務を課さないこととしている。

また、加工食品品質表示基準第4条の2に業務用加工食品の表示方法について新しく定めており、ここでは同基準第4条第3項の一括表示等の規定を準用していないことから、業務用加工食品には一括表示等の規制を適用しないこととなる。なお、業務用生鮮食品については、生鮮食品品質表示基準第4条の2で表示の方法を新しく定めており、ここでは同基準第4条第5項の表示に用いる文字の大きさについての規定を準用していないことから、業務用生鮮食品には文字の大きさの規制を適用しないこととなる。

座長代理：加工食品品質表示基準第8条で、表示に関する情報が記載された書類を整備し、保存するよう努力義務が定められているが、本来的には、表示内容に関する取り扱いの記録を整理し保存するよう努めなければならないことが基本であると考え。ただし書として、表示に関する情報が記載された書類をもってこれに代えることができるとした方が、整理しやすいのではないかと考える。

新井表示・規格課長：ご指摘いただいた第8条の書き方については、法令的に検討を行いたい。

保存の努力義務について新たに明文化したのは、対象となる事業者には義務であることをきちんと認識していただき、また、行政の監視の際に必要な書類をチェックできるようにするためである。保存方法の詳細については、Q & Aを出す予定である。

資料3として、これまでに事業者から寄せられた質問について事務局の回答をまとめてあるが、こちらは今後精査し、加工食品品質表示基準Q & Aとして、課長通知で公文書として出すこととなる。資料3の質問には保存義務に関するものもあるので、こちらを参照していただき、事務局の考えを理解していただきたい。

座長代理：EUの一般食品法第18条でも、仕入と販売についての記録を残すことが基本であり、その簡便化した手法として送り状も可と

している。この考え方が基本となるのではないか。また、表示の根拠については、仕入先と仕入日、販売先と販売日も明記されなければならないとしておくべきではないかと考える。いつどこから商品を仕入れたかの記録がないと、調査時に追跡ができないと考える。

土屋委員：施行時期が平成20年4月1日からとなっているが、猶予期間はどれくらいになるのか。

新井表示・規格課長：現在は食品表示の偽装問題等もあり、消費者の信頼回復のためにも、通常より早いペースで施行に移したいと考えている。本日示した告示案が1月中旬に開催される農林物資規格調査会総会で決定され次第、告示することとなるので、法令的な猶予期間は約2ヶ月半となる。また、告示内容を多くの方に理解していただけるよう、説明会を精力的に行っていきたい。

座長：それでは農林物資規格調査会総会に改正案のように進めていただくことが望ましいと報告させていただきたいが、よろしいか。
(委員了)

箴島表示・規格課課長補佐より資料3及び資料4について説明

土屋委員：品質表示の業者間取引への適用についての説明会は、告示の施行後も開催されるのか。

新井表示・規格課長：これまで開催してきた説明会の参加者総数は3,000人以上に上り、反響が大きく責任を感じている。2月に本省で説明会を追加開催することを決定したが、希望者が多ければ3月、そして施行後の4月以降も開催したい。説明会を希望する団体等があれば、知らせていただきたい。

土屋委員：故意でないミスが起きたり、地域によって行政の判断が分かると混乱が生じる。故意でないミスは、行政にきちんと指導していただきたい。

新井表示・規格課長：JAS法の判断は国一元的に行っている。なお、指示・公表措置に至らない案件も多くあり、ミスが起きたからといってすべてを指示・公表しているわけではない。

新井表示・規格課長より資料5について説明

座長代理：意欲的な食品事業者の取組が適正に評価・奨励されることは望ましいが、取組手法としてCSRや事業者格付を過度に位置付けることは望ましくないとする。既に米国等でもこのような取組が

広まっているが、現状として、要領の良い一部の企業が高い評価を得られ、企業のイメージ作りに利用されている。真面目に経営している中小企業でも、CSRの格付を取る余裕がないところは、アピールすることができない。行き過ぎると本末転倒となってしまうので、他にもきちんと評価できる方法を考えていただきたい。また、検討会でのヒアリングにおいても、きちんと取り組んでいる企業は、ミスや逸脱行為をいかに防ぐか工夫していた。このような取組を評価することが大事なのではないか。

監視体制の強化について、現在も様々な食品偽装問題が起きており、監視の強化は重要と考える。併せて、どのようにすればいいかわからないという企業に立ち入って指導できる体制も改善に繋がると思う。監視にあたる職員の能力を活かすためにも、ここに重点を置いていただきたい。

座長：それでは、本日をもって、本検討会は終了する。

(以上)